

委 託 設 計 書						委 託 番 号				
所 属 部 課 名		街 づ く り 部 街 づ く り 課				設 計 年 月 日		令 和 7 年 4 月		
部 長	審 議 監	課 長	補 佐	主 幹	主 査	担 当	担 当			設 計 者
事 業 名 称		松戸駅西口駅前広場詳細設計および施工計画検討業務委託								
事 業 場 所		松戸市本町24番地先外								
年 度 科 目		令和7年度		委 託 間	自 令和 7 年 月 日 至 令和 8 年 3 月 31 日					
委 託 価 格		一 金 円					設 計 書 審 査 済			
委 託 費 計		一 金 円								

内 訳 書

費 目	工 種	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
設計業務委託費							
直接人件費							
	駅前広場実施設計		式	1			第1号内訳書
	施工計画検討		式	1			第2号内訳書
	関係機関協議資料作成		式	1			第3号内訳書
	報告書作成		式	1			第4号内訳書
	打合せ協議		式	1			第5号内訳書
直接人件費計							
直接経費							
	電子成果品作成費		式	1			
	旅費交通費		式	1			
直接経費計							
直接原価計							
間接原価							
	その他原価						直接人件費×0.35/（1-0.35）以内
業務原価							
	一般管理費						業務原価×0.35/（1-0.35）以内
設計業務価格							

費 目	工 種	細 別	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
測量業務委託							
直接測量費							
	水準測量		式	1			第6号内訳書
	路線測量		式	1			第7号内訳書
直接測量費計							
直接経費							
	旅費交通費		式	1			
	電子成果品作成費		式	1			
直接経費計							
直接費計							
諸経費							
	諸経費		式	1			
測量業務価格							
委託価格(計)							
消費税相当額		消費税及び地方消費税額	%	10			
委託費(計)							

第 1 号 内訳書

直接人件費

作 業 項 目	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	金 額	摘 要
駅前広場実施設計								
設計計画								
現地踏査								
平面・縦断設計								
横断設計								
小構造物設計								
用排水設計								
数量計算書								
概算工事費算出								
照査								
人 計								
金 額 計								

第2号 内訳書

直接人件費

作 業 項 目	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	金 額	摘 要
施工計画検討								
施工方法の検討								
工程計画								
人 計								
金 額 計								

第 3 号 内訳書

直接人件費

作 業 項 目	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	金 額	摘 要
関係機関協議資料								
関係機関協議資料作成								
イメージ図作成								
人 計								
金 額 計								

第 4 号 内訳書

直接人件費

作 業 項 目	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	金 額	摘 要
報告書作成								
報告書作成								
人 計								
金 額 計								

第 5 号 内訳書

直接人件費

作 業 項 目	技師長	主任技師	技師 A	技師 B	技師 C	技術員	金 額	摘 要
打ち合わせ協議								
業務着手時								
中間打ち合わせ								
業務完了時								
関係機関協議								
人 計								
金 額 計								

第 6 号 内訳書（水準測量）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水準測量						
4 級水準測量		km	0.97			第 1 号単価表参照
計						

第 7 号 内訳書（路線測量）

名 称	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
路線測量						
現地踏査		km	0.13			第 2 号単価表参照
中心線測量		km	0.13			第 3 号単価表参照
仮 B M 設置測量		km	0.13			第 4 号単価表参照
縦断測量		km	0.13			第 5 号単価表参照
計						

第 1 号 単価表（4 級水準測量 1km 当たり）

種 別	材 料	形状寸法、規格	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
直 接 人 件 費	測量主任技師			人			
	測量技師			〃			
	測量技師補			〃			
	測量助手			〃			
機 械 経 費			1.0	式			
通 信 運 搬 費			1.0	〃			
材 料 費			1.0	〃			
精 度 管 理 費			1.0	〃			
計							
変 化 率							2km 当たり 変化率
1km 当 り							

第2号 単価表 現地踏査 1.0kmあたり

[illegible]

第3号 単価表 中心線測量 1.0km当たり

種 別	材 料	形状寸法、規格	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
直 接 人 件 費	測量技師			人			
	測量技師補			〃			
	測量助手			〃			
機 械 経 費			1.0	式			
材 料 費			1.0	〃			
精 度 管 理 費			1.0	〃			
計							
変 化 率							

第4号 単価表 仮BM設置測量 1.0km当たり

種 別	材 料	形状寸法、規格	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
直 接 人 件 費	測量技師			人			
	測量技師補			〃			
	測量助手			〃			
機 械 経 費			1.0	式			
材 料 費			1.0	〃			
精 度 管 理 費			1.0	〃			
計							
変 化 率							

第5号 単価表 縦断測量 1.0km当たり

種 別	材 料	形状寸法、規格	員 数	単 位	単 価	金 額	摘 要
直 接 人 件 費	測量技師			人			
	測量技師補			〃			
	測量助手			〃			
機 械 経 費			1.0	式			
材 料 費			1.0	〃			
精 度 管 理 費			1.0	〃			
計							
変 化 率							

積 算 書

委託名 松戸駅西口駅前広場詳細設計および施工計画検討業務委託

(1)設計業務

工種・種類(数量一式)
直接人件費
直接経費
その他原価
一般管理費等

【各項目の内訳】

直接人件費＝直接人件費計(設計業務)

直接経費＝直接経費計(設計業務)

その他原価＝その他原価(設計業務)

一般管理費等＝一般管理費等(設計業務)

(2)測量業務

工種・種類(数量一式)
直接測量費
諸経費

【各項目の内訳】

直接測量費＝直接費計(測量業務)

諸経費＝諸経費計(測量業務)

業務価格総計(1)＋(2)
消費税及び地方消費税相当額
業務委託料(業務価格総計＋消費税等)

松戸駅西口駅前広場詳細設計および施工計画検討業務委託

仕様書

(適用範囲)

- 第1条 この仕様書は、「松戸駅西口駅前広場詳細設計および施工計画検討業務委託」(以下「業務」という。)の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- 2 設計図書とは、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 3 特記仕様書と仕様書との間に相違がある場合は、松戸市(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)により協議し、乙は甲より指示を受けなければならない。
- 4 本仕様書に定めのない事項については、「千葉県設計業務等共通仕様書 第1編共通編」を適用するものとする。

(業務の着手)

- 第2条 乙は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日(土曜、日曜、祝日を除く。)以内に業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは乙が業務の実施のため甲との打合せを開始することをいう。

(管理技術者等)

- 第3条 乙は、業務における管理技術者を定め甲に通知するものとする。
- 2 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
- 3 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門「建設-道路」又は建設部門「道路」)、もしくは国土交通省登録資格技術者(施設分野:「道路」、業務:計画・調査・設計)であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
- 4 管理技術者は、甲と十分に協議のうえ、相互に協力し業務を実施しなければならない。
- 5 管理技術者は、照査結果の確認を行わなければならない。

- 第3条の1 乙は、業務の実施に当たり、照査を適切に実施しなければならない。
- 2 乙は、設計業務等における照査技術者を定め、甲に通知するものとする。
- 3 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門「建設-道路」又は建設部門「道路」)、もしくは国土交通省登録資格技術者(施設分野:「道路」、業務:計画・調査・設計)であり、日本語に堪能(日本語通訳が確保できれば可)でなければならない。
- 4 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 5 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、乙の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。

- 第3条の2 「担当技術者」は、管理技術者のもとで業務を担当する者で、乙が定めた者をいう。
- 2 乙は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を甲に提出するものとする。
- 3 担当技術者は設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

(提出書類)

- 第4条 乙は、別項に掲げる関係提出書類を契約締結後に遅滞なく甲に提出しなければならない。
- 2 乙が甲に提出する書類で様式が定められていないものは、乙において様式を定め提出するものとする。
- 3 乙は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム(以下「テクリス」という。)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから甲にメール送信し、甲の確認を受けた上で、受注時は契約

締結後、15日(休日等を除く。)以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日(休日等を除く。)以内に、完了時は業務完了後、15日(休日等を除く。)以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする。

(打合せ等)

第5条 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度乙が書面(打合せ記録簿)に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。

- 2 業務着手時及び設計図書で定める作業の区切りにおいて、管理技術者と甲は打合せを行うものとし、その結果について乙が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 乙は、貸与品について、その貸与状況を登録した帳簿を備え付け、常にその管理状況を明らかにしておかななくてはならない。
- 4 乙は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに甲と協議するものとする。

(業務計画書)

第6条 乙は、契約締結後、14日(休日等を含む。)以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 業務方針
- (3) 業務工程
- (4) 業務組織計画
- (5) 打ち合わせ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他

- 3 乙は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度甲に業務変更計画書を提出しなければならない。
- 4 甲が指示した事項については、乙はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

(作業の進捗状況)

第7条 乙は、業務実施中において作業日誌を作成するものとし、また、月末現在の進捗状況報告書を必要に応じて甲に提出するものとする。

(資料等の貸与及び返却)

第8条 甲は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、乙に貸与するものとする。

- 2 乙は、貸与された図書及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに甲に返却するものとする。
- 3 乙は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、乙の責任と費用負担において修復するものとする。
- 4 乙は、守秘義務の必要な資料については複製してはならない。
- 5 乙は、貸与された資料の内容を、いかなる場合においても決して他人に公表してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(成果品の提出)

第10条 乙は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務実施報告書とともに提出し検査を受けるものとする。

2 乙は、設計図書に定めがある場合又は甲の指示する場合は納期途中においても成果品の部分引渡しを行うものとする。

3 乙は、紙面成果とともに電子データによる成果品を提出するものとする。

(関係法令及び条例の遵守)

第11条 乙は、業務実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

(条件変更等)

第12条 甲が、乙に対して業務内容の変更又は設計図書の訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

2 乙は、設計図書で明示されていない履行条件について予想できない特別な状態が生じた場合、直ちに書面をもってその旨を甲に報告し、その確認を求めなければならない。なお、「予想できない特別な状態」とは以下のものをいう。

(1) 天災その他不可抗力による損害。

(2) その他、甲と乙が協議し当該規定に適合すると判断した場合。

(成果品の管理及び帰属等)

第13条 成果品の管理及び帰属は、すべて甲側とする。乙が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

2 乙は、著作権、特許権その他第三者の権利対象となるものについては留意して使用し、補償等が発生した場合は乙の責務とする。

(守秘義務)

第14条 乙は、作業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(検査)

第15条 甲は、業務完了後に成果品の検査を行い、業務内容に適合しないと認められた場合、乙は速やかに甲の指示に従い修正しなければならない。なお、成果品納入後も同様とする。

特 記 仕 様 書

I. 委託概要

1 委託名称

松戸駅西口駅前広場詳細設計および施工計画検討業務委託

2 業務場所

松戸市本町24番地先外

3 委託内容

(1) 測量業務

水準測量(4 級)	一式
-----------	----

路線測量	一式
------	----

(2) 設計業務

駅前広場実施設計	一式
----------	----

施工計画検討	一式
--------	----

関係機関協議資料作成	一式
------------	----

報告書作成	一式
-------	----

打合せ協議	一式
-------	----

Ⅱ. 特記事項

1 委託概要

(目的)

本市では、JR東日本が進める「松戸駅バリアフリー施設整備に伴う駅改良事業」(以下「駅改良事業」という。)にあわせて、松戸駅周辺施設等整備事業として松戸駅西口のペDESTリアンデッキの改良、昇降施設整備などを平成27年度より順次実施しているところである。

令和8年度から9年度にかけて駅前広場の舗装打ち替え等を予定しており、令和8年度はタクシー乗り場の移設工事、令和9年度は残工事の実施を予定している。

舗装の打ち替えにあたっては、タクシー乗り場やタクシープールの一部工事の先行実施、夜間工事への対応、バス運行に配慮しながらの施工が必要であり、施工計画の検討も必要となる。

このため、本業務において舗装打ち替えにあたり、工事発注に必要な駅前広場の詳細設計及び施工計画の検討を行うとともに、必要な関係機関協議を行うことを目的とする。

(履行期間)

本委託は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までに完了するものとする。

2 特記事項

(1)水準測量(4級)

駅前広場内の地物、路面高について、既知点をもとに水準測量により高さを確認し、設計に供するものとする。測量位置については、駅前広場全体を網羅するよう実施することとし、協議のうえ決定する。

$$L=60\text{m}\times 8\text{本}+70\text{m}\times 7\text{本}(\Sigma L=970\text{m、市街地・平地})$$

(2)路線測量

水準測量を補足する目的で路線測量を行う。項目としては、中心線測量、縦断測量、仮BM設置測量とする。測量位置については、協議のうえ決定する。

$$L=60\text{m}+70\text{m}(\Sigma L=130\text{m、市街地甲・平地})$$

(3)駅前広場実施設計

1)設計計画

受注者は、業務の目的・主旨を理解した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

2)現地調査

受注者は、設計業務等の実施にあたり、現地調査を行い設計等に必要な現地の状況を把握する

ものとする。地下埋設物調査も本業務に含むものとする。

3)平面・縦断設計

平面設計は、既存の計画平面図を用い、道路協議を踏まえ決定された線形の再確認、現況の地物、区画線について確認、検討を行うものとする。

縦断設計については、本業務で実施する水準測量や路線測量から得られた情報をもとに縦断図を作成、10m毎に測点を設定し、縦断線形を決定するものとする。

4)横断設計

縦断設計で設定した測点毎に路面勾配と構造を示し、道路横断の詳細構造を決定するものとする。舗装については、既往設計もしくは既往工事における設計条件に準じて設計する。また、それぞれについて実施設計図面を作成する。

5)小構造物設計

小構造物については、現況もしくは既往設計業務(道路協議による指示事項含む)に基づき、変更もしくは新設が必要な箇所について現場条件、設計条件に合致するよう設計するものとする。

6)用排水設計

本業務で実施する水準測量から得られた情報及び現況施設に基づき用排水系統の計画、流量計算を行い、用排水構造物を設計する。特に現地における既設の関連用排水現況、将来計画等を十分把握して適切な設計を行うものとする。使用する用排水構造物は、標準設計図集を参照するものとする。

7)数量計算書

数量計算書は、「土木工事数量算出要領(案)」(国土交通省・最新版)により行うものとし、算出した結果は、「土木工事数量算出要領数量集計表(案)」(国土交通省・最新版)に基づき工種別、区間別、実施年度別に取りまとめるものとする。

8)概算工事費算出

算出した数量に基づき概算工事費を算出する。公共歩掛、公共単価がないものについては参考見積を取得する。

なお、令和8年度予定の工事については、令和7年9月までに概算工事費を算出する予定とし、詳細は監督職員との協議による。

9)照査

照査技術者は、千葉県設計業務等共通仕様書に基づくほか、下記に示す事項を標準として照査を実施するものとする。

- ① 基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などに

については、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。

② 設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備、支障物件(地下埋設物等)などが設計に反映されているかの確認を行う。

③ 設計図、数量の正確性、適切性及び整合性に着目し照査を行う。

(4) 施工計画検討

設計した内容について、夜間工事を想定し、施工計画を立案する。

なお、タクシー乗り場やタクシープールを含むタクシー関連施設については、令和 8 年度に施工、残りは令和 9 年度に実施するものとして、立案を行う。なお、施工計画で検討した内容(撤去範囲、舗装範囲等)については、詳細設計に反映するものとする。

(5) 関係機関協議資料作成

関係機関として地下埋設企業、バス業者、タクシー事業者、警察その他を想定し、設計にあたり必要な事項を整理し、関係機関協議資料を作成する。完成イメージ図(3D)の作成も含むものとする。

(6) 報告書作成

検討した結果をとりまとめるとともに、今後の課題や整備スケジュールなどについても作成する。

(7) 打ち合わせ協議

打合せ(対面)の回数は、着手 1 回、中間 3 回、納入 1 回以上を想定する。必要な関係機関協議(6 機関程度)も含むものとする。

(8) 成果品

成果は、整然と整理され容易に識別され得るものとし、提出しなければならない。

報告書として、作成した資料、その他関連資料をとりまとめることとする。作成した報告書については、加工可能なデータ形式での納品を基本とし、形式については甲乙協議による。

成果の規格は、A4サイズに統一するものとし、簡易製本で提出を行う。

本業務における成果は次のとおりとする。

- ① 報告書
- ② 業務指示、打合せ及び記録簿
- ③ 成果品データ1式(CD-ROM等)

(9) その他

1) 受注者は、本業務等の実施にあたっては、発注者が行う関係官公庁や関係機関等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、本業務を実施するため、関係官公庁や関係機関等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

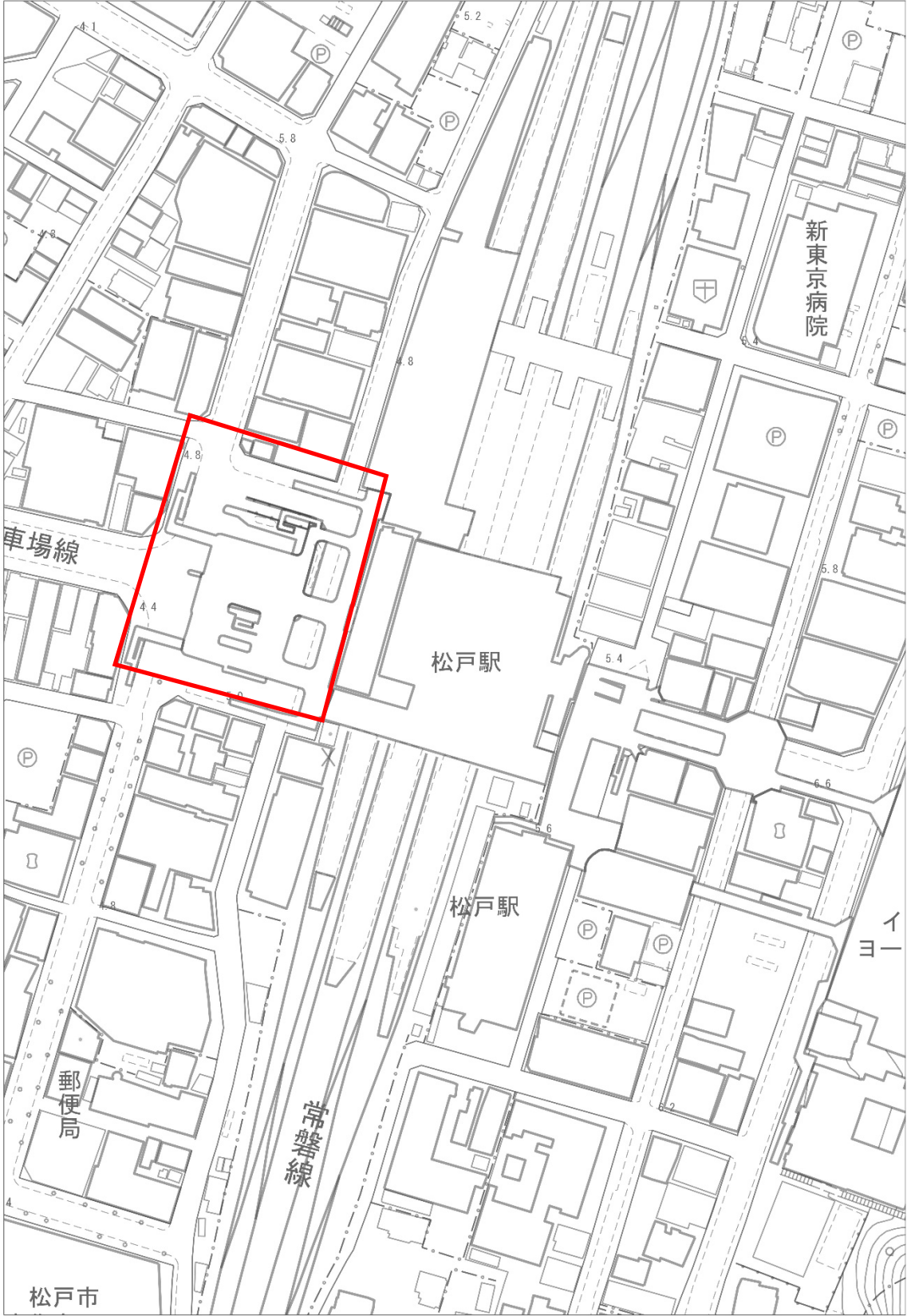
2) 受注者は、本業務が完了したときは、本仕様書に示す成果物(設計図書で照査技術者による照査

が定められた場合は照査報告書を含む。)を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

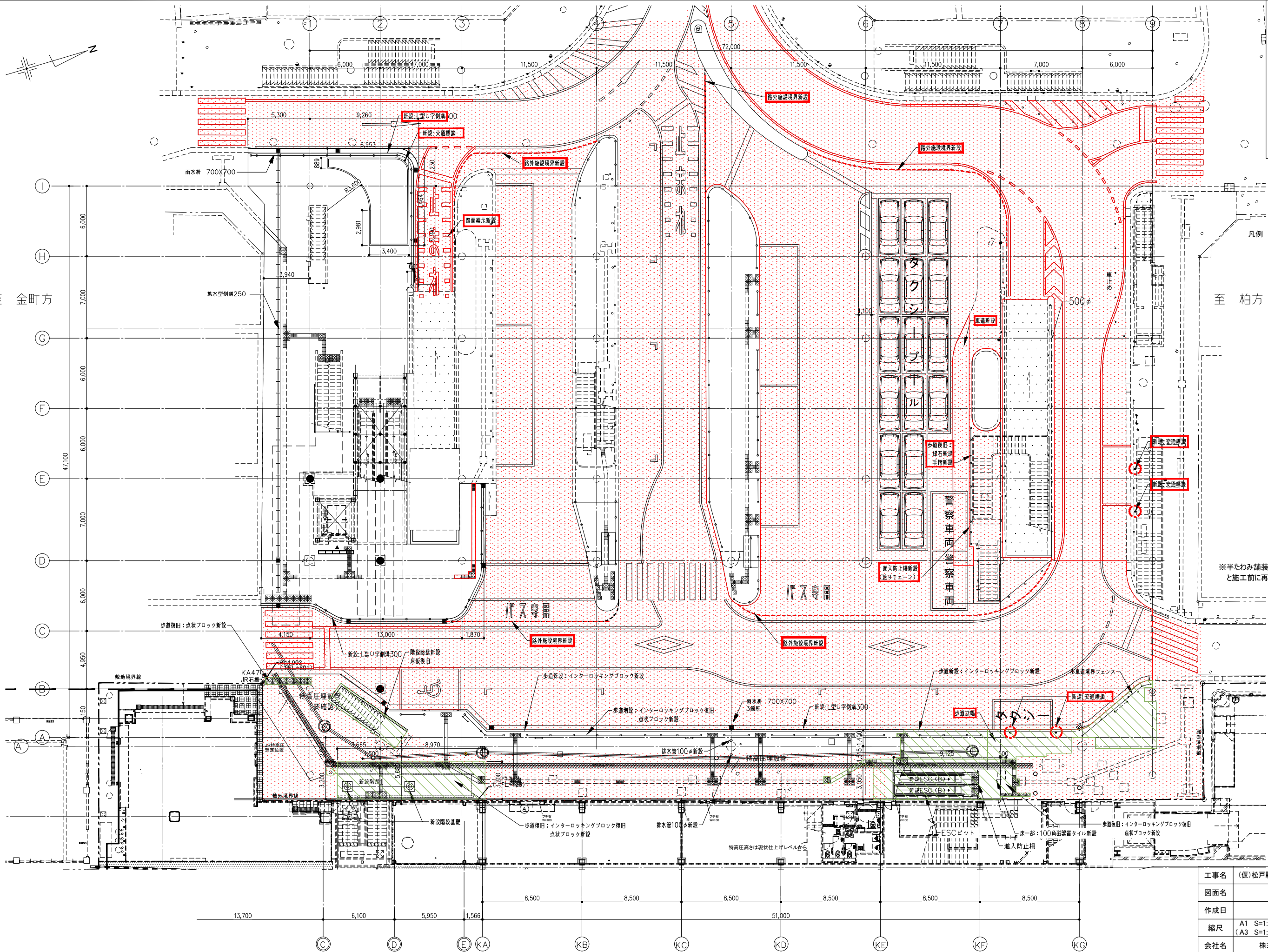
3)受注者は、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。

4)検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

- ① 業務等成果物の検査
- ② 業務等管理状況の検査



業務対象箇所



凡例

工事済

当該工事

当該工事
(撤去)

※半たわみ舗装施工範囲は松戸市道路管理者
と施工前に再度確認の上決定すること

付図2

工事名	(仮)松戸駅西口駅前広場舗装改修整備工事		
図面名	改修図 1階平面図		
作成日	令和 5年 3月		
縮尺	A1 S=1:150 (A3 S=1:300)	図面番号	A-010 /
会社名	株式会社JR東日本建築設計		
事業者名	松戸市 街づくり部 街づくり課		

1階平面図

